平成２１年（フ）第２４６号
石川県白山市専福寺町207番地11
破産者　若野　　實
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１０３号
茨城県常陸太田市木崎二町3822番地の３
破産者　玉井　昭浩
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
水戸市元吉田町1251番地の34
破産者　青天目晃司
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１８号
茨城県水戸市見川５丁目127番地の137
破産者　角田　　彰
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第４７３号
埼玉県越谷市相模町３丁目２番地１
破産者　高橋　　悟
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第６１６号
埼玉県越谷市千間台西６丁目15番地13、開始決定時の住所埼玉県越谷市新川町１丁目187番地
破産者　樋口　健一
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第６１７号
埼玉県川口市戸塚東４丁目23番６号　戸塚東ハイツ203号、前住所埼玉県越谷市新川町１丁目187番地
破産者　樋口　富子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン５―305
破産者　安田　良金
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第２５号
鹿児島県出水市高尾野町江内6598番地２
破産者　尾ノ上則夫
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
富山市山室荒屋44番地22、住民票上の住所東京都台東区台東３丁目５番10―604号　ダイアパレス御徒町第３
破産者　今井　洋介
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７８号
愛知県田原市田原町鎌田53番地９
破産者　伊藤ふく代
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第９３号
兵庫県淡路市江井1691番地１
破産者　小池　久和
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第３８号
広島県安芸郡府中町宮の町１―７―41　レオパレス　グレース101号室、開始決定時の住所山口県柳井市柳井3687番地７
破産者　平岡　哲博
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第６９１号
宮崎市大字田吉4968番地10
破産者　川越　絹子
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７５号
宮崎市丸山１丁目46番地２
破産者　川﨑　賢一
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４６７号
福岡県前原市篠原西３丁目５―51、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市大城３丁目10番36号
破産者　有限会社ケイテム
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４８０号
福岡県春日市春日10丁目20番地
破産者　株式会社桜木工務店
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第７０３号
茨城県那珂市福田2008番地の５
破産者　有限会社北浦産業
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所